

自然災害時(大地震、台風等)の対応について

本校では、大きな自然災害が発生した場合に備え、対応について以下のようにガイドラインを定めています。つきましては、御確認の上、緊急時に備えていただきますようよろしくお願いいたします。

I 大きな地震が発生した場合

	十和田市が 震度6以上	十和田市が 震度5強・5弱
登校前	臨時休校	原則、出校 とし安否・被害状況を確認します。ただし、登校させることが危険であると保護者の方が判断された場合は、登校を見合わせてください。その後、安全が確認された場合は登校させてください。どちらも「欠席」「遅刻」扱いとはなりません。保護者の判断を最優先にお願いします。
登校後		1 生徒の安全を第一に考え、校内の安全な場所に避難・待機させます。 2 安全に帰宅できると判断するまで学校に待機させます。 3 保護者または御家族が迎えに来られた時は確認の上、生徒を下校させます。
登下校中		地震発生時 にどのようにするか、 事前に家族で相談し、約束事 を決めておいてください。家族が離ればなれになっても、落ち合う場所を決めておけば安心です。 例) ①学校に避難する ②自宅に戻る ③事前に家族で決めた避難所に避難する。

※震度5未満であっても、危険と判断される場合は上記に準じます。

II 「特別警報」が発令された場合 (大雨、暴風、噴火、津波等)

登校前	原則、休校 とします。
登校後	1 登校後に特別警報が発令された場合は、安全に帰宅できると判断するまで学校に待機させます。 2 保護者または御家族が迎えに来られた時は確認の上、生徒を下校させます。

※前日までに状況が予想される場合は、生徒を通して対応を連絡します。

III 「各種警報」が発令された場合 (大雨警報、暴風警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、竜巻警報等)

登校前	1 原則、出校 とします。「各種警報」のみの発表では休校とはいたしません。ただし、 大型台風などで「暴風警報」等が発令された場合は休校措置もあります。 2 道路の冠水、河川の増水、暴風等により登校が危険と保護者が判断された場合は登校を見合わせ、安全が確認された場合に登校させてください。「欠席」「遅刻」にはなりません。
登校後	1 登校後に警報が発令された場合は、気象状況や交通状況等を判断し、授業を中止して速やかに下校させることもあります。下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで学校に待機させます。 2 保護者または御家族が迎えに来られた時は確認の上、生徒を下校させます。

※前日までに状況が予想される場合は、生徒を通して対応を連絡します。

<ul style="list-style-type: none"> ・休校の際には、緊急メール配信や電話等でお知らせします。 (休校とした場合、高校では必要に応じて長期休業中等に補充授業を行うことを予定しています。) ・緊急メール配信の内容は以下のホームページ上でも確認できます。 ○高等学校 http://www.aomori-ed.jp/ed-sanbongi/index.html ○附属中学校 http://www.aomori-ed.jp/ed-sanbongi-j/index.html ※ 御家庭で、緊急時の集合場所・避難所・連絡先等を確認しておいてください。 ※ 学校に電話で問い合わせの際は「中学・高校の別、学年・組・氏名、生徒との続柄」を教えてください。 Tel 0176-23-4181 (代表) 0176-24-1184 (附属中学校)

☞ 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表されます！

● 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

● 津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報(居住地域)」、地震については「緊急地震速報(震度6弱以上を予想したもの)」を特別警報に位置づけています(下表を参照)。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください。

(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4または5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード:居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。

※気象庁の資料をもとに作成しました。